

令和2年度 大阪府私立高等学校等授業料減免補助金の取扱い

年度・月	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対 応	
失職期間	—11—12—1—2—3—4—5—6—7—8—9—10—11—12—1—2—3—4—				
ケース① (令和2年1月以降に失職し、 令和2年4月以降も失職している場合)	○ 失 職	● (減免の始期)	▲ (減免の終期)	令和2年度 全免	
ケース② (令和2年4月から12月の間に 失職し、翌年度も失職している場合)		● (減免の始期) 失 職	▲ (減免の終期)	令和2年度 全免	
ケース③ (令和3年1月から3月の間に失職し、 翌年度も失職している場合)			○ 失 職	令和2年度 対象外	
ケース④ (令和3年1月から3月の間に失職し、 再就職した場合)			○ 失 職 △ 再就職	令和2年度 対象外	
ケース⑤ (令和2年4月から12月の間に失職し、 令和3年3月までに再就職した場合)		● (減免の始期) 失 職	△ (減免の終期) 再就職	令和2年度 全免	
ケース⑥ (失職期間が5月以内で、 半免の基準も満たす場合)	○ 失 職	● (減免の始期)	△ (減免の終期) 再就職	☆令和2年の年収見込み 前年の1/2 以下で、課税総所得金額が 基準額 (事務処理要領参照) 以下	令和2年度 半免 補助額 半免>全免
		☆令和2年の年収見込み 前年の1/2 以下で、課税総所得金額が 基準額 (事務処理要領参照) 以下	● (減免の始期) 失 職	▲ (減免の終期)	令和2年度 半免 補助額 半免>全免
ケース⑦ (他府県へ転出した場合)	○ 失 職	● (減免の始期)	□ (減免の終期) 他府県へ転出	他府県へ転出後は、 対象外	
ケース⑧ (他府県から転入した場合)	○ 失 職	● (減免の始期) 他府県から転入	▲ (減免の終期)	他府県から転入後は、 対象	